

11 平成23年度税制改正大綱の主な事項等について

(1) 平成23年度税制改正大綱の主な事項について

平成23年度税制改正大綱（以下「税制改正大綱」という。）において、障害保健福祉部の関係として、資料のとおり「成年扶養控除・配偶者控除の見直し（配偶者控除は検討事項）」、「譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充」が盛り込まれている。

①成年扶養控除の見直し

税制改正大綱においては、成年扶養控除の見直しについて、本来、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として一律に扶養控除の対象に位置付ける必要性は乏しいと考えられるため、成年扶養控除の対象が見直されることとされている。一方で障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生については、独立して生計を立てることが困難な状況にある人が少なくないと考えられることから、引き続き成年扶養控除の対象とすることとされている。

この見直しに伴い、形式的に影響が生じる可能性がある制度もあるが、低所得の方や障害を有する方など、社会保障制度の主たる対象者は控除見直しの対象外とされている。

また、影響時期は、早いもので平成25年1月からであるため、引き続き影響の精査を進めるとともに、必要に応じて対応を検討していくこととしている。

②譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

税制改正大綱においては、障害者のための通所サービスやグループホーム等のための土地の譲渡を行う際、土地収用法の事業認定を受けずに、簡易な証明により譲渡所得に係る特別控除の適用が受けられるようにすることとされた。これにより、障害者が、地域で暮らせるよう、通所サービス等の支援が拡充されることにつながると考えている。譲渡所得に係る特別控除は、平成23年4月1日以後に行う土地等の譲渡に適用することとされている。各自治体におかれては、必要に応じて関係者に対し、周知方お願いしたい。

(2) 年少扶養控除（0～15歳）、特定扶養控除（16～22歳）の見直しについて

所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、平成23年1月から年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、この見直しを行う場合、現行制度においては、所得税・個人住民税の税額等と連動している障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担、特別児童扶養手当等の支給基準等に影響が生じることとなる。

この問題に対応するため、平成22年1月28日、政府税制調査会に控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームが設置された。当該プロジェクト・チームにおいては、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することを目指して、制度の所管府省における適切な措置に関する基本的な方向性を議論し、同年10月6日に報告書が出された。

当該報告書において、障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担や特別児童扶養手当等の支給基準については、控除の見直しによる影響を遮断することを目指して、扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整することを検討している。

この扶養控除廃止に伴う影響は、平成24年1月から順次影響が生じることとなるため、各自治体におかれても円滑に対応していただく必要があるが、調整方法や法令改正の内容については現在検討中であり、詳細が決まり次第お示ししていくこととする。

平成23年度税制改正大綱の主な事項
(厚生労働省関係)
障害保健福祉部関係抜粋

安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

③成年扶養控除・配偶者控除の見直し【配偶者控除は検討事項】

成年者は基本的に独立して生計を立てるべきという観点から、年間所得400万円以下の場合、障害者、要介護者、高齢者、難病等による長期療養者など真に支援が必要な方を除いて、成年扶養控除を廃止する。

配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討することとされた。

良質な介護サービスの確保・障害者支援の総合的な推進

⑨譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。

成年扶養控除の見直し

【国税(平成24年分以後の所得税について適用)】

居住者が次に掲げる成年扶養親族(扶養親族のうち、年齢23歳以上70歳未満の者をいいます。以下同じです。)を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等からその成年扶養親族1人につき、38万円を控除することとします。

イ 特定成年扶養親族

ロ 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族(その年の合計所得金額が400万円以下である居住者の成年扶養親族に限ります。)

【地方税(平成25年度分以後の個人住民税について適用)】

所得割の納税義務者が次に掲げる成年扶養親族を有する場合には、その所得割の納税義務者の前年分の総所得金額等からその成年扶養親族1人につき、33万円を控除することとします。

イ 特定成年扶養親族

ロ 特定成年扶養親族以外の成年扶養親族(前年の合計所得金額が400万円以下である所得割の納税義務者の成年扶養親族に限ります。)

(注)「特定成年扶養親族」とは、成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいいます。

1 年齢65歳以上70歳未満の者

2 心身の障害等の事情を抱える次に掲げる者

① 障害者(障害者控除制度の対象者)

② 介護保険法の要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」といいます。)を受けている者

③ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

④ 心身の状態により就労が困難と認められる次に掲げる者

イ 難病や精神疾患等に係る公費負担医療制度等に基づく医療に関する給付の対象者

ロ 障害者自立支援法の介護給付費等の対象者

ハ その年中に病院等において高額な療養を受けた者(高額療養費制度の対象者等)

ニ その年中に入院又は通院等をした者(その年又はその年の前年の療養期間の合計が90日以上となる者に限ります。)

3 勤労学生控除の対象となる学校等の学生、生徒等

譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充

(所得税、法人税、個人住民税)

内容

障害者自立支援法に基づくサービス事業用地として土地の譲渡を行う際に、第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターについては、簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられるが、同じく第2種社会福祉事業でありながら、適用外となっていた障害者の通所サービスやグループホーム等についても同様の措置を講ずる。

現行

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグループホーム等

収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除が適用できる

収用証明書がなければ譲渡所得の特別控除が適用できない

要望実現後

障害者自立支援法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

第1種社会福祉事業
入所サービス

第2種社会福祉事業
保育所や老人デイサービスセンター等

第2種社会福祉事業
通所サービスやグループホーム等

収用証明書がなくても譲渡所得の特別控除が適用できる

- 第2種社会福祉事業用地の確保が容易となる。
→ サービス基盤の整備促進が図られる。
- 第2種社会福祉事業である保育所や老人デイサービスセンターとの均衡が図られる。

控除廃止の影響に係るPT報告書 (概要版)

控除廃止の影響に係るPT

扶養控除見直しによって影響が生じるケース

【平成22年度税制改正における扶養控除見直しの内容】

- ① 年少扶養控除の廃止
- ② 16～18歳の特定扶養控除の上乗せ分廃止（16～18歳の扶養親族については、特定扶養控除から一般扶養控除の対象へ移行）

【Ⅰ】税額等に応じて、料金等を設定している場合（33制度）

※非課税を料金の決定要件としている場合も含む

<保育所の保育料の場合>

| （所得税額） | （保育料） |
|---------------------|-----------|
| ～40,000円の場合 | 30,000円 |
| 40,000円～103,000円の場合 | 44,500円 等 |

（対応を講じない場合）

扶養控除の見直しにより、所得税額が3万円から4.9万円になった場合、保育料は3万円から4.45万円に上昇

【Ⅱ】税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇している場合（8制度）

<公営住宅の入居等に用いる基準収入の場合>

給与所得者の夫・控除対象配偶者・18歳の特定扶養親族の例
（給与所得－配偶者：38万円－特定扶養親族：58万円）/12

※一般扶養親族の場合、差し引く金額は38万円

（対応を講じない場合）

18歳の子が一般扶養親族に移行した場合、基準収入が上昇し、家賃が上昇するケースも生じうる

扶養控除見直しの影響への対応案(想定される選択肢のイメージ)

税額等を活用しない方式(第1方式)

あらゆる諸控除見直しの影響を受けないという観点からは、将来的には望ましい方式

(例)住民税額を活用



収入・所得金額を活用
(一定の調整を加えることもありうる)

簡便な調整方式(第2方式)

扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断するという観点からは望ましい方式

(例)住民税額を活用



新基準額＝住民税額－調整額(例:子の数×3.3万円)等を活用

特定扶養親族の定義見直しに合わせて優遇対象の定義を変更

<定義変更前> 特定扶養親族を有する場合には料金等を優遇

<定義変更後> 特定扶養親族(19～22歳)及び16～18歳の扶養親族を有する場合には料金等を優遇

モデル世帯方式(第3方式)

真にやむを得ない事情がある場合に限って採用することができる方式

「モデル世帯: 夫婦子二人 → 扶養控除見直しにより、住民税が6.6万円増」

(例)住民税額5万円以下の者: 利用料1万円



住民税額11.6万円以下の者: 利用料1万円

留意事項

- 第1方式～第3方式による対応が困難又は不合理である場合には、激変緩和措置等により対応することも考えられる。
- 今後、社会保障・税に関わる番号制度が導入された場合には、当該制度の内容や活用方法を踏まえ、さらなる抜本的な見直しを検討。
- 前ページのいずれの方式を採用する場合であっても、国・都道府県・市町村の事業担当部局等の円滑な事務執行を支援するため、本人の同意等を前提に、市町村の税務部局が保有する扶養親族に関する情報を活用するなどこれらの部局間の連携が必要。
- 高校の実質無償化及び特定扶養控除の見直しに伴い現行よりも負担増となる家計への「適切な対応」については、文部科学省の教育費負担の軽減や進学支援などの施策を積極的に活用するほか、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日 子ども・若者育成支援推進本部決定）において示された若者の育成支援など関係府省の施策の活用も含め、関係府省が連携して幅広く検討。
- 上記の選択肢を基本としつつ、控除廃止の影響を受ける制度の所管府省において、最も適切な対応策を検討。現時点における各制度の対応の方向性は次ページのとおり。

(参考資料) 扶養控除見直しによって影響が生じる制度及び対応の方向性

① 税額等を活用しない方式 ② 簡便な調整方式 ③ モデル世帯方式 ④ その他

<税額等に応じて料金等を設定している制度> 【注】②(③)とあるのは、「②の方向で検討するが、詳細な検討の結果②で対応することが現実的に困難な場合は③で対応する」という趣旨。

| 関連制度 | 所得税 | 住民税 | 現時点における対応の方向性 |
|---------------------------------|-----|-----|---------------|
| 国民健康保険税 | | ○ | ① |
| 狩猟税 | | ○ | ② |
| 幼稚園就園奨励費補助 | | ○ | ②(③) |
| 高等学校等就学支援金 | | ○ | ②(③) |
| 自動車事故被害者等への生活資金の貸付け | ○ | ○ | ② |
| 自動車事故被害者等への生活及び学資資金の給付等 | ○ | ○ | ② |
| 国民健康保険の保険料(介護保険2号被保険者の介護納付金を含む) | | ○ | ①・② |
| 国民健康保険制度における医療費等の自己負担 | | ○ | ②(③) |
| 後期高齢者医療制度における医療費等の自己負担 | | ○ | ②(③) |
| 保育所の保育料 | ○ | | ②(③) |
| 児童入所施設等の入所者の自己負担 | ○ | ○ | ②(③) |
| 助産の実施における自己負担 | ○ | ○ | ②(③) |
| 小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付における自己負担 | ○ | ○ | ②(③) |
| 小児慢性特定疾患に係る医療費の自己負担 | ○ | | ②(③) |
| 未熟児への養育医療の自己負担 | ○ | ○ | ②(③) |
| 結核児童の療育費の自己負担 | ○ | ○ | ②(③) |
| 障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担 | | ○ | ②(③) |
| 障害者自立支援制度における障害者自立支援医療の自己負担 | | ○ | ②(③) |
| 障害者自立支援制度における補装具費の支給の自己負担 | | ○ | ②(③) |
| 障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担 | ○ | ○ | ②(③) |
| 精神障害者の措置入院費の自己負担 | ○ | | ②(③) |
| 肝炎治療特別促進事業における自己負担 | | ○ | ②(③) |

| 関連制度 | 所得税 | 住民税 | 現時点における対応の方向性 |
|---------------------------|-----|-----|---------------|
| 特定疾患治療研究事業における自己負担 | ○ | | ②(③) |
| 難病患者等居宅生活支援事業における自己負担 | ○ | | ②(③) |
| ハンセン病療養所の非入所者に対する給与金の支給基準 | | ○ | ②(③) |
| 原爆被爆者に対する家庭奉仕員派遣の利用要件 | ○ | | ②(③) |
| 原爆被爆者が訪問介護を利用した場合の助成の利用要件 | ○ | | ②(③) |
| 感染症の患者に対する措置入院の自己負担 | ○ | | ②(③) |
| 養護老人ホームへの入所要件 | | ○ | ②(③) |
| 養護老人ホームの扶養義務者負担 | ○ | ○ | ②(③) |
| 軽費老人ホーム(A型・経過措置のみ)の自己負担 | ○ | ○ | ②(③) |
| 職業転換給付金の支給基準 | ○ | | ②(③) |
| 中高年齢失業者等求職手帳の支給基準 | ○ | | ②(③) |

<税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇している制度>

| 関連制度 | 所得税 | 住民税 | 現時点における対応の方向性 |
|------------------------|-----|-----|---------------|
| 公営住宅等制度(入居収入基準の算出) | ○ | | ② |
| 公営住宅等制度(家賃の額の算出) | ○ | | ② |
| 公営住宅等制度(家賃に係る補助額の算出) | ○ | | ② |
| 児童扶養手当の支給基準 | ○ | | ②(③) |
| 母子家庭自立支援給付金の支給基準 | ○ | | ②(③) |
| 特別児童扶養手当等の支給基準 | ○ | | ②(③) |
| 国民年金保険料等の申請免除基準 | ○ | | ②(③) |
| 20歳前障害に基づく障害基礎年金等の支給基準 | ○ | | ②(③) |

※関連制度は各府省への照会等(平成22年1月)に基づき総務省でとりまとめた後、平成22年4月から開始の高等学校等就学支援金を加えたもの。
 ※国民の負担に直接影響があるもの。さらに、住民税額等を活用している地方団体独自の制度もある。

扶養控除見直しによって影響が生じるケース(障害保健福祉部関係)

【Ⅰ】税額等に応じて、料金等を設定している場合(5制度)

＜障害福祉サービス利用の自己負担の場合＞

| (市町村民税所得割額) | (負担上限月額) |
|-------------|----------|
| ～16万円の場合 | 9,300円 |
| 16万円以上の場合 | 37,200円 |

(対応を講じない場合)

扶養控除の見直しにより、市町村民税所得割額が15万円から17万円になった場合、負担上限月額は9,300円から37,200円に上昇する。

【Ⅱ】税法上の特定扶養親族等を有する者を優遇している場合(1制度)

＜特別児童扶養手当等の支給基準の場合＞

給与所得者の夫・控除対象配偶者・18歳の特定扶養親族の例
4,596,000円+38万円(配偶者)+63万円(特定扶養親族)

※一般扶養親族の場合、加算額は38万円

(対応を講じない場合)

18歳の子が一般扶養親族に移行した場合、受給資格者の所得が支給の制限を超えるケースも生じうる。

① 税額等を活用しない方式 ② 簡便な調整方式 ③ モデル世帯方式 ④ その他

※②(③)とあるのは、「②の方向で検討するが、詳細な検討の結果②で対応することが現実的に困難な場合は③で対応する」という趣旨。

| 関連制度 | 影響 | 所得税 | 住民税 | 現時点における対応の方向性 |
|------------------------------|----|-----|-----|---------------|
| 障害者自立支援制度における障害福祉サービス利用の自己負担 | I | | ○ | ②(③) |
| 障害者自立支援制度における障害者自立支援医療の自己負担 | I | | ○ | ②(③) |
| 障害者自立支援制度における補装具費の支給の自己負担 | I | | ○ | ②(③) |
| 障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担 | I | ○ | ○ | ②(③) |
| 精神障害者の措置入院費の自己負担 | I | ○ | | ②(③) |
| 特別児童扶養手当等の支給基準 | II | ○ | | ②(③) |